

転研究科制度について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2021年9月15日)

転研究科を希望しております。

各学部の規則や通則では、転研究科に関して記載等はされてあります。

しかし、研究科事務員にその趣旨を伝えても、そんなのは原則無理と言われ門前払いされました。

以下のページ等には、転研究科に関しては、記載されております。

転学部は実施例は聞きましたが、転研究科に関してはなぜ規則記載のみの形なのでしょうか。

希望する者は、10月初めに各学部(研究科等)に照会してください。(以下参照ページ)

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/contact/procedure/cert>

第4条 [通則第40条第1項](#)の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。(以下参照ページ)

ご回答よろしく申し上げます。

https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000145.html

【回答】(回答日:2021年9月28日)

(回答部署:教育推進・学生支援部教務企画課)

転研究科については、通則第40条第1項で「本学大学院の他研究科に転科(地球環境学舎及び経営管理教育部にあっては転部)を志望し、又は他の大学若しくは専門職大学の大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することがある。」と定められています。研究科ごとに申出資格、受入時期、選考方法等が異なりますので、欠員の有無を含め詳しくは、現在ご自身が所属されている研究科ではなく、受入れ研究科の教務担当にお問い合わせください。